

01034

鳥取縣公報

昭和十六年八月十二日
第千二百五十八號

火曜 日

本書ノ大キサハ「定規格A5列

縣 令

◇鳥取縣令第三十九號

牛肺疫豫防ノ爲家畜傳染病豫防法第十六條ノ規定ニ依リ當分ノ間左記地方ヲ發シ又ハ通過シタル牛及該病毒傳播ノ虞アル物品ノ搬入ヲ停止ス

但シ汽車、船舶其ノ他ニ搭載ノ儘同地方ヲ通過シタルコトヲ證スル官公署ノ證明アルモノハ此ノ限リニ在ラズ

昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- | | | |
|-----|------|-----|
| 德島縣 | 名西郡 | 板野郡 |
| 千葉縣 | 東葛飾郡 | 香取郡 |
| 長野縣 | 東築摩郡 | 印旛郡 |
| 香川縣 | 三豊郡 | 綾歌郡 |
| 岡山縣 | 淺口郡 | |
| 附 則 | | |

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年八月十二日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一
火金 曜日發行 (休日ニ當ル) 第千二百五十八號

告示

鳥取縣告示第六百五十七號

森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林ニ編入セントス

昭和十六年八月十二日

字	地番	地目	鳥取縣知事 臺帳 面積	要編入見込面積	八田三郎 所有者
岩美郡宇倍野村大字町屋	飯山 五七四ノ二	山林	町反畝 三〇〇步	町反畝 三〇〇步	上山兼藏
同 郡蒲生村大字蒲生	山ノ神 二二六二	畑	一一三	一一三	中川周市
	森ノ奥 二二八三	同	一六	一六	山本小太郎
	森ノ奥側 二五五三	山林	二二〇	二二〇	村田常藏
	煤掃奥 二五八四	原野	一一、六三〇三	七、〇〇〇〇	蒲生村
同 郡岩井町大字長谷	上總附 三〇七	山林	四〇〇	四〇〇	山添正治
	彌六谷口 三五六	同	三〇〇	三〇〇	山根友藏
	稗畑 三四五六一	原野	六、一一〇三	二〇〇	岩井町
	小豆谷口下モ 一〇三九	同	八九〇〇	二〇	同

01036

01035

同 郡網代村	高戸平	一〇四〇ノ二	同	八〇〇〇	三三〇	同
大網代南側	同	三〇一	山林	一一八	一一八	生越鐵男
同	同	三〇二	畑	一三	一三	岩垣勝次郎
同	同	三〇三	山林	五二七	五二七	濱田甚太郎
同	同	三〇四	同	一一	一一	濱田正人
同	同	三〇五	同	五二二六	五二二六	吉田權十郎
同	同	三〇六	同	一五	一五	岩垣新一郎
同	同	三〇七	同	六	六	岩垣半太郎
同	同	三〇九	同	八〇〇	八〇〇	吉田權十郎
同 郡大茅村大字栃本	向山平	五四〇	原野	一、六〇二七	八〇〇〇	森原瀧代
同 郡同村大字雨瀧	同	五四一	同	四〇〇	四〇〇	同
木地屋敷	同	七〇五次二	同	五二二	五二二	太田惣次郎
倉本	同	七〇六	雜種地	二〇〇九	一〇〇	岸本善次郎
同	同	七〇七	田	八二一	二一〇	岸本虎吉
同	同	七〇七次一	原野	三〇二	三〇二	同
同	同	七〇八次一	同	一一一	一一一	山本喜代治

01037

鳥取縣告示第六百五十八號

昭和十六年八月七日左ノ者ニ對シ勳力綴摺業免許證ヲ下附セリ
昭和十六年八月十二日

家ノ奥	七二五	山林	九二六	四〇〇	貞信寺
同郡同村大字南田	二六二	同	四五二〇	四五一〇	吉田くよ
免許證番號	住	鳥取縣知事	八	田三郎	名
一、三六九	東伯郡大誠村大字原八拾貳番屋敷	德岡太郎			
一、三七〇	氣高郡勝谷村大字今市六百九拾貳番地	田中勘市			
一、三七一	西伯郡五千石村大字諏訪百八拾參番地	建井清一			
一、三七二	八頭郡八東村大字皆原百參拾六番地	保木本博興			

鳥取縣告示第六百五十九號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫疽豫防液ノ注射ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ指定ノ日時及場所ニ牽付注射ヲ受クベシ
昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事	八	田三郎		
注射月日	注射區域	注射場所	牽付時刻	
八月十一日	日野郡福榮村	福榮村豐榮	午前八時	

01038

鳥取縣告示第六百六十號

繭及生絲現在高並ニ生絲製造高及消費高調査擔當繭絲調査員左ノ通囑託及解囑アリタリ
昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事	八	田三郎		
囑託繭絲調査員氏名	解囑繭絲調査員氏名	擔當調査範圍	執務場所	囑託解囑年月日
南家 保孝	竹内周三郎	九〇 西伯郡外江村	外江村役場	昭和十六年八月六日
澤村 清一	田中節	九九 西伯郡夜見村	夜見村役場	同
森本 武久	柴本惣一	一二九 米子市車尾	米子市役所車尾出張所	同

鳥取縣告示第六百六十一號

東伯郡八橋町字八橋浦野幸子ニ對シ昭和十六年八月一日羊豚家兔食鶏商免許鑑札左ノ通下附セリ
昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事	八	田三郎		
一 鑑札番號	第一二二號			
一 取扱家畜	食 鶏			

鳥取縣告示第六百六十二號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ
昭和十六年八月十二日

01039

鳥取縣告示第六百六十三號

鳥取縣知事 八 田 三 郎
 區分 番號 年 月 日 所屬廳名 職名 氏 名
 返納 九九 昭和十六年七月二十九日 根雨町役場 書記 坪倉 重 壽
 交付 一〇四 同 同 書記補 柴田 溫 子

氣高郡末恒村大字内海

三 橋 豐 藏

右ノ者ニ對シ左記游泳池ノ開設ヲ許可セリ

昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一名 稱 白兔海水浴場

二 所在地 氣高郡末恒村内海字白濱

三 開設期間 自八月五日 至九月十日

鳥取縣告示第六百六十四號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

專門科名

診療所所在地

氏 名 指定年月日

内科 小兒科
 外科 レントゲン科

日野郡根雨町大字根雨
 日野郡醫院内

北 山 三 郎 昭和十六年八月五日

01040

鳥取縣告示第六百六十五號

日野郡畜産組合ニ對シ溝口、三榮定期牛馬市場ハ昭和十六年度中休場ノ件認可セリ

昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第六百六十六號

日野郡畜産組合ニ對シ根雨常設家畜市場業務規程改正ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依ル賣買交換、禁止區域及禁止期間左ノ通指定ス

昭和十六年八月十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

市場名	開設地	取扱家畜	開 催 日	禁止區域	禁止期間
根雨常設家畜市場	日野郡根雨町字根雨	牛 馬	一月ヨリ十一月迄毎月四日、五日、六日、十四日、十五日、十六日、二十四日、二十五日、二十六日、 十二月四日、五日、六日、十四日ヨリ二十日迄 但十二月十四日ヨリ二十六日迄開催ハ大市トス		
三 榮 分 場	日野郡日野上村字三榮	牛 馬	一月ヨリ九月迄毎月二日、三日、十二日、十三日、二十二日、二十三日、十月二日、三日、十二日、十三日、十八日ヨリ二十五日迄 十一月二日、三日、十二日、十三日、二十二月二日、三日、十二日、十三日	日野郡一圓	市場開催 一日ノ前 一日ノ後

01041

溝口分場	日野郡溝口町字溝口	牛	馬	一月ヨリ九月迄毎月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、但 八月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、 九月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、 十月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、 十一月八日、九日、十八日、十九日、二十八日、二十九日、三十日、 十二月八日、九日、十八日、二十九日、三十日、
------	-----------	---	---	---

鳥取縣告示第六百六十七號

日野郡畜産組合鞍駒驛市場業務規程中鞍駒驛賣期日左ノ通變更ノ件八月七日付認可セリ
昭和十六年八月十二日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

市場名

取扱家畜

變更前ノ市場開催日

變更後ノ市場開催日

根雨定期鞍駒驛市場

犢

九月 自 十九日 至 二十日

九月 自 十七日 至 十八日

溝口 同

犢

九月 自 二十一日 至 二十四日

九月 自 十九日 至 二十二日

三榮 同

犢

九月 自 十七日 至 十八日

九月 自 十六日 至 十七日

溝口 同

駒

九月 自 二十二日 至 二十三日

九月 自 二十三日 至 二十四日

鳥取縣告示第六百六十八號

米子市 畜産組合經營ノ法勝寺、大幡、米子定期鞍駒驛市場業務規程中市場開催日左ノ通變更セリ
西伯郡 昭和十六年八月十二日 鳥取縣知事 八 田 三 郎

市場名

變更前市場開催日

變更後市場開催日

法勝寺定期鞍駒驛市場

九月十四日、十五日、九月十六日

九月十三日、十四日、九月十五日

大幡 同

九月十四日、十五日、九月十六日

九月十五日、九月十六日、九月十七日

米子 同

九月十四日、十五日、九月十六日

九月十五日、九月十六日、九月十七日

01042

彙

報

農家よ奮起せよ

合理的なる努力は

悪天候も克服する

(農務課)

國際情勢は刻々に變轉して急迫の一路を辿り、今や我が國は是が非でも高度國防國家の完成を一日も速く達成せねばならぬ事態に立ち至つたことは、縣民ひとしく痛切に感じて居るところである。即ち最近敵性諸國は印度・ビルマ・シンガポール・蘭印から豫州・ニューギランド・ハワイ、そして東方遙かに米國・カナダ・アラスカと完全に東亞を封鎖して、經濟的に又軍事的に我が東亞共榮圏の結成を妨害しようと懸命の力を盡してゐる。この間に立つて我が國の興亡を賭する共榮圏完成を期する爲には、絶対に東亞に於ける各種資源の自給自足により、國防國家を確立してこれに打ち勝つて行く以外に途はない。他國との貿易による有無相通の物資政策時代はもう完全に過去のものとなつてしまつたのである。

軍需資材にまれ生産力擴充資材にまれもう全然他にたよること出来ぬ。

時局遂行の原動力たる食糧問題にしてもさうである。事變以來もとより食糧政策は自給經濟の目標の下に進められてゐたのであるが、四圍の情勢がかかる有様となつては、欲すると欲せざるとに拘らずもうどうしても絶対に我が國力を以て共榮圏内の自給を行ふ外に方法はない。吾々は泣いても笑つても、石にかぢりついても食糧の節約と増産に邁進しなければならないのである。

英米の舊勢力現狀維持による東亞民族壓迫蠶食策を、敢然として蹴かへして東洋永遠の平和を確保しようとして起つた日本である。世界を征服しようとする、アングロサクソンの野望を覆して入紘一字の大理想の下に東洋人の東洋を築かうとして立つた日本である。これに伴ふ苦難はもとより覺悟の上のこと、例へば日本力が水火による幾度びの鍛錬を要する如く、吾々の百艱千苦は日本を東亞共榮の中心力として世界に不動のものたらしめる爲の練成であることを忘れてはならない。

古來食糧に最も恵まれてゐた瑞穂國日本として、米穀問題には

極めて安易を感じてゐた我が國も、一昨年のは早魘以來俄に食糧難に襲はれるに至り、政府の統制は刻々強化され、消費は制限されそして肥料や人力の不足の中に増産は血みどろの戦を續けられてゐる。然るに本年水稻植付以來の連日の多雨と低温は農家をしてその收穫に對し相當の不安を抱かせるものがある。現に過日本縣農事試験場發表による大暑(七月二十三日)の水稻成育状況によると、平年より早中晩稻とも草丈の徒長を見て居り、莖數に於てはいづれも減少して居るのであるが、この狀況が本年の稻作に幾分の暗影を投ずるものであることは蓋し否むことの出来ないことであらう。しかし幸にして天候は恢復したやうである。今後合理的なる措置によつて適正なる時期に適正なる手段を講ずるならば、よく從來の異狀天候を克服することは可能なのである。

大体植物殊に稻などは成長初期に於て充分なる日照を必要とすることはいふまでもないのであるが、結實因子の發達するのほむしる土用以後であるから、今後の措置が適正を得たならばその減收を防いで相當の増收を期することは充分出来るのである。従つて農家はよく關係指導機關の指導により、適期に適正なる處置を講ずることに萬全の努力を注がねばならないのである。

現に昨年冬から春にかけての暖冬は、麥の發育上莖葉の徒長と根の發育不充分を來し、爲に中には收穫後の意外な減收に驚い

た向もあつた模様であるが、肥培管理その他の措置について充分の手段を講じた向に於ては決して減收でなかつたばかりでなく、大体に於て増收の結果を見てゐるのである。徒らなる舊慣に擒はれて適正の措置を怠らないやう、切に希望に禁へない次第である。今後の稻作措置については、窒素肥料を控へるとか、施用法に注意するとか軟弱な發育に伴ふ病害蟲の防除に努めるとか種々あるのであるが、農會其の他の指導機關と戮力して、一意増産達成に全力を傾注されたいものである。

今回發表された政府編纂にかゝる「臣民の道」の中に曰く、「皇國臣民の道は我が國體に淵源し、億兆心を一にして各々奉公のまことを致し、皇運を扶翼し奉るにある。今や世界史の大轉換期に際會し、我が國の歴史的使命は日に重きを加へてゐる。東亞新秩序建設の大業は國民各自の雙肩に懸り、備へにその奮勵努力に俟つ。職務の何たるを問はず、國民皆齊しくこの重大使命の負荷に任じ、協力邁進、よく天業を翼賛し奉るべきである。」

と、實に農民は農業に、商人は商業に、工鑛業者はその工鑛業の職場に、國民のすべてが第一線の軍人と同じく奉公の爲にその業に渾身の力を盡すことが臣民としての道である。如何に困難なる位置、如何に悲觀すべき境遇に立つことがあつても、そこにあら

ゆゑ、米を講じてこれを克服し、農民は農業、士に國家の目標たる食糧増産の萬全の途を講ずることこそ、農家最大の國家への御奉公である。

開墾可能地發見の必要

時局柄山野を見直せ

(耕地課)

昭和十六年度以降十ヶ年に亘る政府の主要食糧増産計畫の本年度着手事業として、本縣に對し開墾五百三十八町歩、暗渠排水八百町歩が割當てられ、事業費の四割が國庫から補助せられることは既に記したところである。

わが國の耕地面積は昭和十四年末に於て水田三百三十萬九千町歩、畑二百八十六萬九千町歩、合計六百七萬八千町歩であつて、國土面積に對する一割五分八厘に過ぎず、ハンガリー、デンマークの六割、英領印度、イタリヤの五割、ドイツ、フランスの四割スペイン、ベルギー、オランダの三割、イギリスの二割三分、アメリカの一割七分に次いでゐる。地勢狹少にして山嶽重疊する我

が國にしては耕地割合の僅少であることは素より當然といふべきではあるが、尙開墾可能の土地を開發して農産資源を確保し、國力伸張に資することは現下の國情からいつてまことに緊切な事柄といはねばならぬ。

我が國に於ける開墾可能地は昭和十三年現在に於て百六十二萬餘町歩、内、水田としての可能地四十七萬町歩、畑としての可能地百十五萬町歩と云はれる。本縣は大体に地勢急峻であるといへ、大山原野の如き廣域に亘るものもとより、或は山地にして雜木林又は雜草地として放置されてゐて、部分的に原始的な燒畑式掠奪農業をなすに過ぎぬものも相當にあり、原野地、高原地にして本格的に開墾してよい地はまだ多く多數に存在してゐると思はれる。傾斜が緩やかな場所では近來果樹園として開墾されつゝある地も相當見受けられるのであるが、この種の傾斜地について適當な栽培植物を考慮するならば、小規模のものについてはまだいくらでも云つてよい程あるやうである。

又本縣内各地に散在する高原地で、從來は氣温冷涼にして耕作に適せずとして放任されてゐるものも相當存在するのであるが、これらの地も作物種類や耕作法の研究を行ふならば、開墾可能地は多分に考へ得られる。我が國內の實際に見るも淺間山麓追分の如きは、緯度も高く海拔も一千米以上に達してゐて、その溫度狀

